

意匠分類記号	意匠分類の名称
E2-320	スロットマシンゲーム機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
E2-30	一	娯楽機械

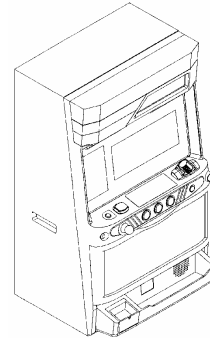
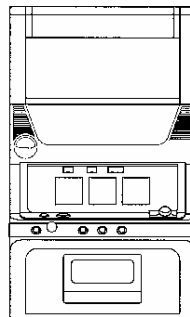
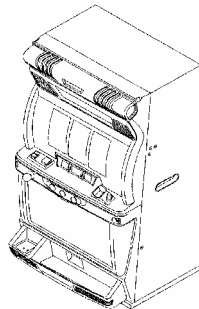
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
スロットマシンゲーム機	スロットマシン

定義

分類の定義: ここには遊技場、ゲームセンター等で営業用使用するスロットマシンゲーム機を分類する。特徴は中央に目押し用の三つのボタンがついている(右にパチンコの様なハンドルは付いていない)。



E2-320
意匠登録 1166897
スロットマシンゲーム機

E2-320
意匠登録 1082415
スロットマシンゲーム機

E2-320
意匠登録 109774
スロットマシンゲーム機

E2-320
意匠登録 1174804
スロットマシン

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

過去に分類した物品の名称	